

富田林市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査基準

1. 考え方

本業務の受注候補者を決定することに関して必要な事項は、この審査基準に定めるところによるものとする。

なお、参加者から提出された提案書の内容によってのみ審査するものであり、これ以外の書類や情報等を審査の対象とすることはない。

2. 審査項目

- (1) 業務委託料（見積書の金額）
- (2) 事業者及び主任技術者の業務実績・資格
- (3) 業務の実施体制
- (4) 企画提案内容
- (5) 工程管理

3. 審査項目及び評価の視点

審査は 100 点満点とし、各項目における審査項目及び配点は以下のとおりとする。

(1) 業務委託料（見積書の金額） 配点 40 点

- 見積金額を下記の計算式に当てはめて点数化する（金額はすべて消費税を含まない額）。

【評価点】＝【見積基準額】／【見積金額】×40（小数点以下は四捨五入）

※ 見積基準額とは、全参加者の見積金額のうち、最低の見積金額を提示した事業者の見積金額（最低見積金額）、または、提案限度額の 70%（6,363,000 円）のどちらか低い方の額をいう。

例 1：最低見積金額＝600 万円、当該参加者の見積金額＝800 万円の場合
 $600 \text{ 万円} / 800 \text{ 万円} \times 40 = 30 \text{ 点}$

例 2：最低見積金額＝650 万円、当該参加者の見積金額＝800 万円の場合
 $636.3 \text{ 万円} / 800 \text{ 万円} \times 40 = 32 \text{ 点}$ （小数点以下は四捨五入）

- なお、仕様に沿った価格が提示され、業務実施に支障は無い、また、仕様に沿った適正な価格提示（内訳）がなされているかについても審査するものとし、その審査結果によっては、見積書の金額により採点された点数から減点するものとする。

(2) 事業者及び主任技術者の業務実績・資格 配点 5 点

- 事業者としての業務実績や資格のほか、過去 10 年間における「地域公共交通計画」又は「地域公共交通網形成計画」の成果品を参考に提出すること。（実績数に応じて審査する）主任技術者については、仕様書に定める要件を備えていることはもち

ろんのこと、主任技術者が業務を遂行するに足りる資格、実績等を踏まえて審査する。

(3) 業務の実施体制 配点 20 点（各項目、配点 5 点ずつ）

本業務を実施するにあたっての業務の理解度と基本的な考え方、及び、事業者としての体制を審査する。

- ① 業務の理解度は十分か、また、仕様を熟知しているか。
- ② 調査・事例収集についての考え方や方法が効果的であり、これまでの取組を踏まえた実施方針となっているか。
- ③ サポート体制は十分あるか。また、業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。
- ④ 関連計画の把握・整理や整合を十分に図っているか。

(4) 企画提案内容 配点 30 点（①・②は配点 10 点ずつ、③・④は配点 5 点ずつ）

企画提案の内容について仕様書の項目ごとに審査する。

- ① 仕様書のすべてを踏まえた具体的な提案がなされているか。
- ② 本市の特性・現状を把握し、それを踏まえ効果的かつ実現性の高い提案となっているか。
- ③ その他業務遂行のための積極的な提案がなされているか。
- ④ 市民ニーズの把握、関係者へのヒアリングの考え方や実施方法が効果的なものとなっているか。

(5) 工程管理 配点 5 点

工程を検証し、業務実施に支障は無いか審査する。

- 確実に履行できるスケジュールとなっているか。

4. 配点

- 3. (2) ～ (5) の各項目の採点については、審査委員が次に示す 6 段階評価で採点を行う。（カッコ内は 3. (4) ①、②の評点）

評価	評点
たいへん優れている	5 点（10 点）
優れている	4 点（8 点）
普通	3 点（6 点）
やや劣っている	2 点（4 点）
劣っている	1 点（2 点）
審査項目に該当する提案がなされていない	0 点（0 点）

※なお、3.(1)の減点区分については、3段階評価で減点を行う。

評価	減点数
普通	0 点
劣っている	－5 点
著しく劣っている	－10 点